

川崎市高齢者特別乗車証明書交付の御案内



川崎市では満70歳以上の方に、社会参加の支援を目的として、市内を運行する路線バスに優待乗車できる『高齢者特別乗車証明書』を交付しています。

1 高齢者特別乗車証明書の利用開始日

満70歳のお誕生日(川崎市に転入してきた満70歳以上の方及び一斉更新の方は交付を受けた日)から、高齢者特別乗車証明書に表示されている「通用期限」まで御利用できます。

2 高齢者特別乗車証明書の利用方法

① 高齢者特別乗車証明書を提示して半額でバスに乗る

バス乗車時に『高齢者特別乗車証明書』を提示し、大人料金の半額の運賃でバスに乗車できます。

※ひと月あたりの乗車回数が**10回未満**の方はこちらがお得です。

② 川崎市高齢者フリーパスを買ってバスに乗る

ひと月あたり1,000円で、通用期間中であれば何回でもバスに乗車できます。

※ひと月あたりの乗車回数が**10回以上**の方はこちらがお得です。

高齢者フリーパスの詳細については、別紙「川崎市高齢者フリーパスを活用しましょう! (白いチラシ)」を御覧ください。福祉パスについては裏面を御覧ください。

※高齢者特別乗車証明書及び高齢者フリーパス、福祉パスは、本人以外利用できません。

※高齢者特別乗車証明書及び高齢者フリーパス、福祉パスは、乗務員にはっきりとお見せください。

3 御利用できるバスの種類と通用区間等

(1) 御利用できるバスの種類

川崎市バス、小田急バス、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、京浜急行バス、東急バス

(2) 通用区間

御利用できる路線等

○川崎市内を運行する路線バス

○川崎市内と市外をまたいで運行する路線バスで、乗降のどちらかが川崎市内路線の停留所の場合

※ただし、川崎市と他都市との境界にあるバス停では一部御利用になれない区間もありますので、各路線の適用範囲につきましては、バス乗務員へお尋ねください。

御利用できない路線等

×横浜市営バス、深夜バス、iバス(稲城市コミュニティバス)

×高速道路を運行する路線

TOKYU E-Liner(虹が丘営業所～渋谷駅)、川崎駅～木更津駅東口、浮島～横浜駅、川崎駅～東京ディズニーリゾート、溝の口駅～新横浜駅、東扇島～横浜駅 等

×羽田空港等への直行路線(京浜急行バスの川崎駅～羽田空港路線を除く)

×季節的に又は臨時的に設けられた路線

(3) その他御利用できるバス

△ワンコインバス(川崎駅～川崎病院)は高齢者フリーパス・福祉パスのみ利用可能です(高齢者特別乗車証明書は利用不可)。

△コミュニティ交通(長尾台地区:あじさい号、高石地区:山ゆり号)は高齢者特別乗車証明書を提示することにより、100円割引で利用可能です(高齢者フリーパス・福祉パスは利用不可)。

4 高齢者特別乗車証明書の更新について

高齢者特別乗車証明書は3年に一度一斉更新を行っています。期限が切れる1か月程前に新しい通用期限の高齢者特別乗車証明書を御郵送いたします。特に手続きは不要です。

5 PASMO(パスモ)・Suica(スイカ)を御利用の方へ

(1) 高齢者特別乗車証明書を提示して乗車し、PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)で運賃をお支払いになる場合は、乗務員が料金箱の設定を半額に切替えた後で御利用ください。切替え前に御利用されると、通常料金が引き落とされてしまいます。

(2) 高齢者特別乗車証明書や高齢者フリーパス、福祉パスを御利用する際、同じ定期入れ等にPASMO(パスモ)、Suica(スイカ)をできるだけ入れないようにしてください。提示の際、PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)を料金箱のICカードの読取部に近づけると、通常料金が引き落とされてしまう場合があります。

障害者手帳等をお持ちの方・その介助者の方へ

福祉パス について

次に該当する方は、福祉パス(12か月間有効のフリーパス)を無料で発行いたします。

1 70歳以上の高齢者特別乗車証明書をお持ちで、次の表のいずれかに該当する方

交付対象者	必要書類	
身体障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳	+高齢者特別乗車証明書
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳	
療育手帳をお持ちの方	療育手帳 or 知的障害者証明書	
戦傷病者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳	
公害医療手帳をお持ちの方	公害医療手帳	
被爆者健康手帳をお持ちの方	被爆者健康手帳	
児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書	
介護保険料の減免を受けている方	介護保険料減免承認決定通知書 or 介護保険に係る保険料減免証明書	

上記必要書類を御持参の上、「川崎市高齢者フリーパス(白いチラシ)」の裏面に記載の販売窓口へお越しください。区役所及び支所での手続きはできませんので御注意ください。

※ 障害者ふれあいフリーパス及び市バス特別乗車証の交付を受けていた方は、満70歳のお誕生日から交付を受けられなくなるため、福祉パスに切り替えていただく必要があります。

お問合せ

◆制度内容などについてのお問合せは 高齢者在宅サービス課(電話:044-200-2651)
・お住まいを管轄する各区役所高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢者支援担当又は出張所

2 70歳以上の高齢者特別乗車証明書をお持ちの方で、次の表に該当する介助者(介助を行う方)

交付対象者	必要書類	
身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種身体障害者との記載がある方の介助者	介助を必要とする方の身体障害者手帳	+高齢者特別乗車証明書
精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級との記載がある方の介助者	介助を必要とする方の精神障害者保健福祉手帳	
療育手帳にA1(最重度)又はA2(重度)との記載がある方の介助者	介助を必要とする方の療育手帳 or 知的障害者証明書	
戦傷病者手帳交付者で、恩給法別表第1号表の2に規定する特別項症から第4項症までの傷害程度である方の介助者	介助を必要とする方の戦傷病者手帳	

※「介助を必要とする方」の年齢は問いません。なお、介助者は1名までで、利用は同乗時に限ります。

<介助を必要とする方
(年齢は問いません)>



<介助者(70歳以上)>

3 福祉パスの申請方法

必要書類を御用意の上、別紙「高齢者フリーパスを活用しましょう! (白いチラシ)」の裏面に記載されている販売窓口でお手続きください。代理人による手続きも可能です。交付手続きの際、「必要書類」の記載事項の一部を控えさせていただきます。

※ 福祉パスについては、配送事業者による要件確認が困難であることから、宅配サービスは利用できません。

◆高齢者フリーパスに関するお問合せは 川崎市社会福祉協議会(電話:044-739-8735)